

特別養護老人ホーム 三重の里

(正式入所・個室) 料金表(1ヶ月)

R6.8 改

利用者負担段階	介護度	負担割合		お部屋代	お食事代	お支払合計
第1段階 ・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 境界層該当者	1	3割		27,280	9,300	
	2	3割				
	3	3割	91,627			128,207
	4	3割	99,448			136,028
	5	3割	106,947			143,527
第2段階 ・ 市町村民税世帯非課税であって、 [合計所得金額+課税年金収入額※≤80万円/年] を満たす者 ・ 境界層該当者	1	3割		27,280	12,090	
	2	3割				
	3	3割	91,627			130,997
	4	3割	99,448			138,818
	5	3割	106,947			146,317
第3段階 ① ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	3割		42,470	20,150	
	2	3割				
	3	3割	91,627			154,247
	4	3割	99,448			162,068
	5	3割	106,947			169,567
第3段階 ② ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	3割		42,470	42,160	
	2	3割				
	3	3割	91,627			176,257
	4	3割	99,448			184,078
	5	3割	106,947			191,577
第4段階 ・ 本人は市町村民税非課税者だが、同じ世帯に課税者がいる者 ・ 市町村民税本人課税者	1	3割		61,070	42,780	
	2	3割				
	3	3割	91,627			195,477
	4	3割	99,448			203,298
	5	3割	106,947			210,797